ロ　療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第二十八条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2)　第二十八条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3)　（略）

二～七　（略）

2　（略）

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第十三条　（略）

2～5　（略）

6　介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三　（略）

7　（略）

（施設サービス計画の作成）

第十四条　（略）

2～5　（略）

6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12　（略）

（栄養管理）

第十七条の二　介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

ロ　療養室等を二階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1)　当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、第二十八条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(2)　第二十八条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(3)　（略）

二～七　（略）

2　（略）

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第十三条　（略）

2～5　（略）

6　介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三　（略）

7　（略）

（施設サービス計画の作成）

第十四条　（略）

2～5　（略）

6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12　（略）

（新設）